

## 災害時の歯科保健医療活動にかかるガイドラインについて



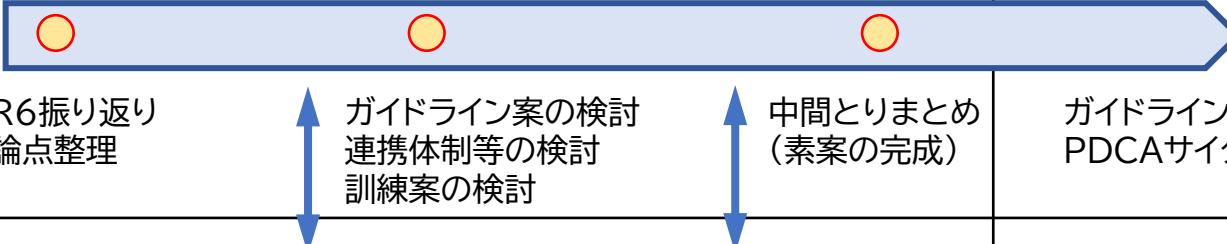
# 今後の具体的な進め方について(案)

第3回大阪府災害時歯科保健  
医療提供体制推進懇話会

令和7年8月22日

資料1  
(再掲)

- 大阪府域において、災害時に必要な歯科医療提供体制を構築できるよう、発災時における初動体制、関係機関(行政、関係団体、大学、病院歯科等)との連携体制等に関する検討を行ってはどうか。
- 懇話会での検討結果を踏まえ、具体的な初動体制等を示したガイドライン素案を作成し、訓練を実施してはどうか。
- 訓練等の結果を踏まえ、関係機関における課題等を整理し、次年度以降は、ガイドラインの改定等、PDCAサイクルに基づく取組みを進めてはどうか。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)		
懇話会	 R6振り返り 論点整理	ガイドライン案の検討 連携体制等の検討 訓練案の検討	中間とりまとめ (素案の完成)	ガイドライン素案の改定等 PDCAサイクルに基づく取組み
訓練・研修	災害歯科研修会	117訓練 (初動体制の確認等)		
その他				

# 前回(第3回)懇話会における主なご意見

## ガイドラインの内容について

- 大阪府で用いているフェーズの表記が、JDATやDHEATで用いられているものと異なり混乱を招くのではないか。
- 大阪府のガイドラインとして、府の表現を使わざるを得ないと思うが、他の関係者にもわかるよう記載に工夫が必要。
- 都道府県のガイドラインとして、関係団体、病院、大学等の役割まで記載できているものは少ない。  
そこまで組み込めば画期的ないいガイドラインになる。
- 関係機関との連携については、発災時の連絡の体制を整理することが、一步目ではないか。
- フェーズごとに何をやるかを今年度に整理した上で、各機関との整合性は来年度に議論してはどうか。
- 完成したガイドラインを作ろうと思うといつまでもできない。現時点での各関係団体ができるとを集めて、  
ガイドラインを作成し、できることが増えればその都度、改定し反映していけばよい。

# 前回(第3回)懇話会における主なご意見

## 関係機関との連携等について

- 大学の役割について、災害が起こったときにどういう形で連携ができるか、この会議だけでなく大学の中でしっかりと協議をしていただく必要がある。
- 大学、病院歯科では、発災直後の外傷患者への対応と、後送先として避難所、歯科救護所からの患者を受け入れることができるかどうかという連携が、具体的に考えられれば、より安心。
- 府内の災害拠点病院にはほとんど歯科口腔外科があるが、発災して1週間程度はDMATの指示に従って動いており歯科が院外で活動することは難しい。
- 病院歯科では、マンパワー、診療台が少ない。医科歯科連携を主な役割とし、透析患者や重症患者を優先して診ることになる。健常者は大学病院で引き受けてもらう必要があるのではないか。  
歯科診療所も、どこまで稼働するか歯科医師会で把握して、動けるところはどんどん診療いただきたい。
- 防災の延長が支援であって、まずは全ての拠点が通常通り動いていればそこにさえ行けば医療が受けられるということが基本ではないか。
- 歯科衛生士会が発災時、初動できることは会員の安否確認。そのための連絡網、連絡系統を平時に備えること。連携図の中に、大阪府歯科衛生士会、大阪府歯科技工士会も入れてガイドラインを作つていただけるとよい。
- 大阪府歯科技工士会の会員はほぼ8割方が「一人歯科技工所」のため、どこまで協力できるか、会で検討していかないといけない。
- 衛星電話以外にも、スマートフォンからスター・リンク衛星に通信できるサービスも始まっており、非常時の通信手段として選択肢になり得る。

# 前回(第3回)懇話会における主なご意見

## 関係団体等の取組み等について

- 大阪府歯科医師会では各郡市区歯科医師会を通して会員の安否を確認する形で、模擬的な訓練も行っている。
- 大阪府歯科衛生士会では、会員向けの安否確認訓練を年4回実施する他、災害歯科保健歯科衛生士の登録制度や、災害対策委員会を設置しマニュアル作り、年に1回の災害関連研修会といった取組みを行っている。
- 大阪府歯科技工士会では「災害対策諮詢部会」を設置。
- 大阪歯科大学では安否確認訓練を年に2回程度実施している。また、病院の電気、PC関係等ハード的なことについて検討しているところ。
- 大阪大学では診療できるよう水の備蓄、自家発電装置、入院患者向けの食料確保等を行っている。  
アプリを使った安否確認の体制があるが、その情報が集約された後、どう活用するかというところはこれから。
- 災害拠点病院では必ず訓練を行っているが、小規模の病院に関してはどこまで訓練を受けているかわからない。  
また、病院歯科は人事異動により、継続して取組みを続けることが難しい面もある。

# 大阪府におけるガイドラインの策定について(概要)

## 骨子(案)

- はじめに  
ガイドラインの目的、位置づけ  
これまでの経緯、連携体制  
用語説明
- 各フェーズの歯科保健医療活動  
フェーズごとの想定される状況、主な対応  
災害時における主な歯科保健医療活動
- 受援体制  
受援に関する考え方  
必要な人的資源、物的資源の把握と検討  
コーディネーターの配置  
関係団体等との連携
- 平時における災害時歯科保健医療体制の整備  
マニュアル、指針、BCP(事業継続計画)等の整備  
関係団体等との連携  
訓練等の実施  
災害時の歯科保健に関する普及啓発
- その他(資料等)  
関係機関連絡先、関連情報リンク等

## 法令等

- ◆災害対策基本法（第40条 都道府県地域防災計画）
- ◆大阪府地域防災計画（災害応急対策第3章 第2節）
  - ・保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）を設置する。

## 厚労省通知

- 【R7.3.31】大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について
- ・令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要とされたこと等を踏まえ、各都道府県においては大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置。
  - ・なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

### 大阪府保健医療調整本部設置要綱

- ◆「大阪府保健医療調整本部設置要綱」を策定（H30.4.1）
- ◆府災害対策本部が設置された場合、府内の保健医療活動の総合調整を行う必要があると認めるとき、保健医療調整本部を設置する。（府域内で震度6弱以上は自動）



### 大阪府保健医療調整本部活動ガイドライン

- ◆上記要綱に基づき、調整本部の体制、役割及び基本的な保健医療活動の手順などを定める。
- ◆保健医療活動を実施するにあたって必要となる個別の対応マニュアル等は別に定める。
- ◆福祉分野に関する対応については、大阪府福祉調整本部と連携しながら必要な活動を行うものとする。



### 個別の対応マニュアル

- ◆大阪府保健所災害対策マニュアル、大阪府災害時医療救護活動マニュアル、大阪D P A T活動マニュアル、大阪府水道災害調整本部活動マニュアル

「災害時の歯科保健医療活動にかかる  
ガイドライン」を新たにを策定

# 大阪府保健医療調整本部 体制図

(発災直後～1週間まで)

**大阪府福祉調整本部  
(本部長：福祉部長)**

**大阪府災害対策本部 (本部長：知事)**

国・自衛隊・警察・  
消防・海上保安庁

**大阪府保健医療調整本部  
(本部長：健康医療部長)**

府健康医療部・その他部局

副本部長

医療監（統括DHEAT）又は医療・感染症対策課長

災害医療Co

本部員

各調整班、本部コーディネーター

医療対策班、DMAT Co、AMAT Co、JMAT Co、日赤Co、看護協会

地域保健班、DPAT Co、災害時小児周産期リエゾンCo、災害時透析リエゾンCo、

災害医療Co（難病）

DHEAT・保健師等チーム調整班、DHEAT

薬務班、災害薬事Co

その他(調整班)、歯科医師会

その他

本部運営チーム

- ◎統括
- 記録/連絡/資材管理チーム
- 情報収集/分析チーム
- ロジスティックスチーム
- 救護班管理チーム
- 搬送調整チーム

大阪府水道  
災害調整本部

本部長：生活衛生室長

保健所保健医療  
調整本部  
〔大阪府、政令市、  
中核市〕

本部長：保健所長

大阪府DMAT調整本部  
(ドクターヘリ調整部)

大阪府DPAT調整本部

圏域保健医  
療調整会議  
〔災害拠点  
病院単位〕

(参加機関：保健  
所、災害医療Co、  
保健医療活動チ  
ーム、市町村等)

DMAT  
活動拠点本部  
災害拠点病院

SCU  
本部  
八尾等

地  
域  
医  
療  
搬  
送

DPAT  
活動拠点本部  
災害拠点精  
神科病院等

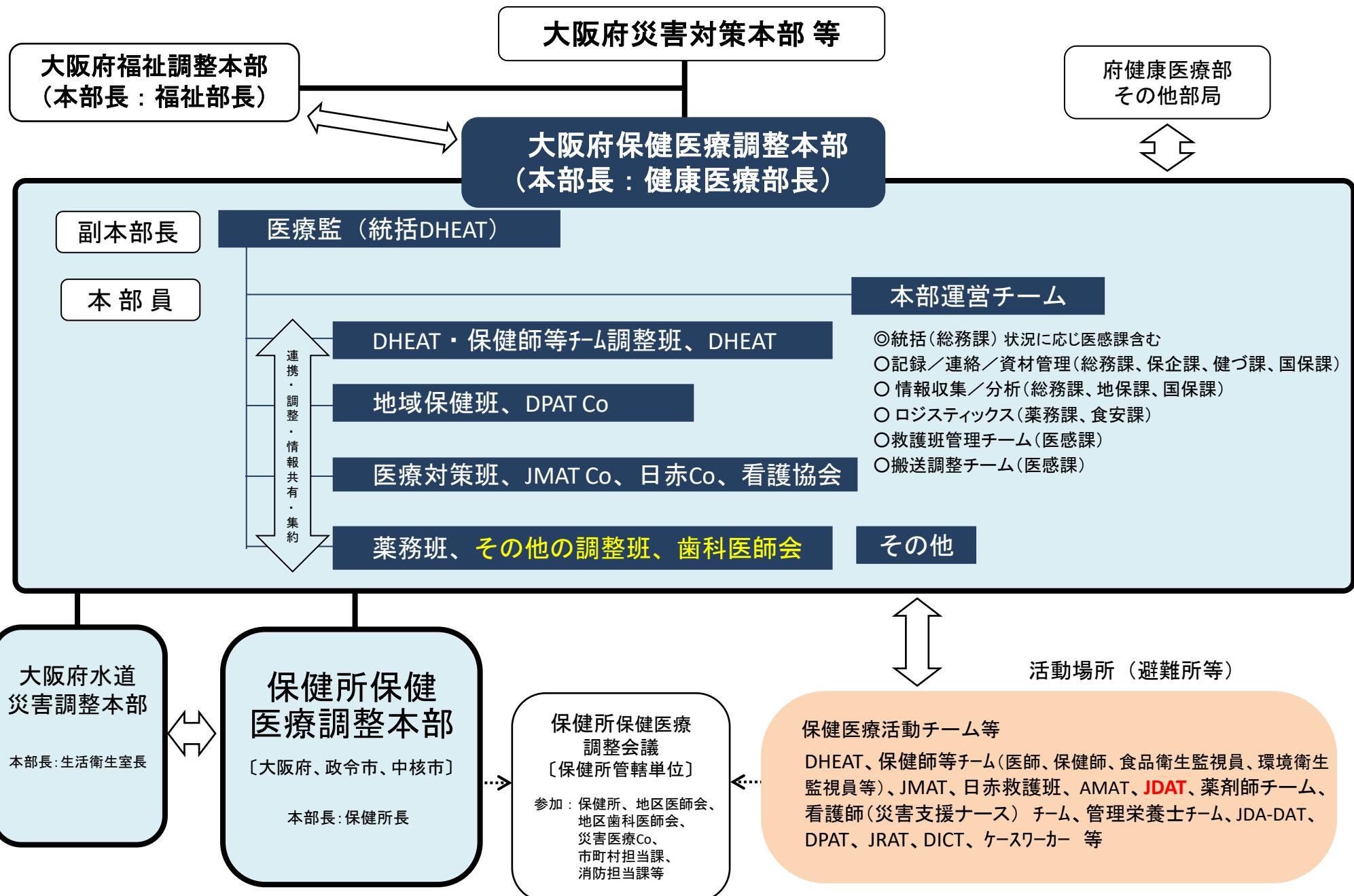
大阪広域水道  
企業団等

保健医療活動チーム等

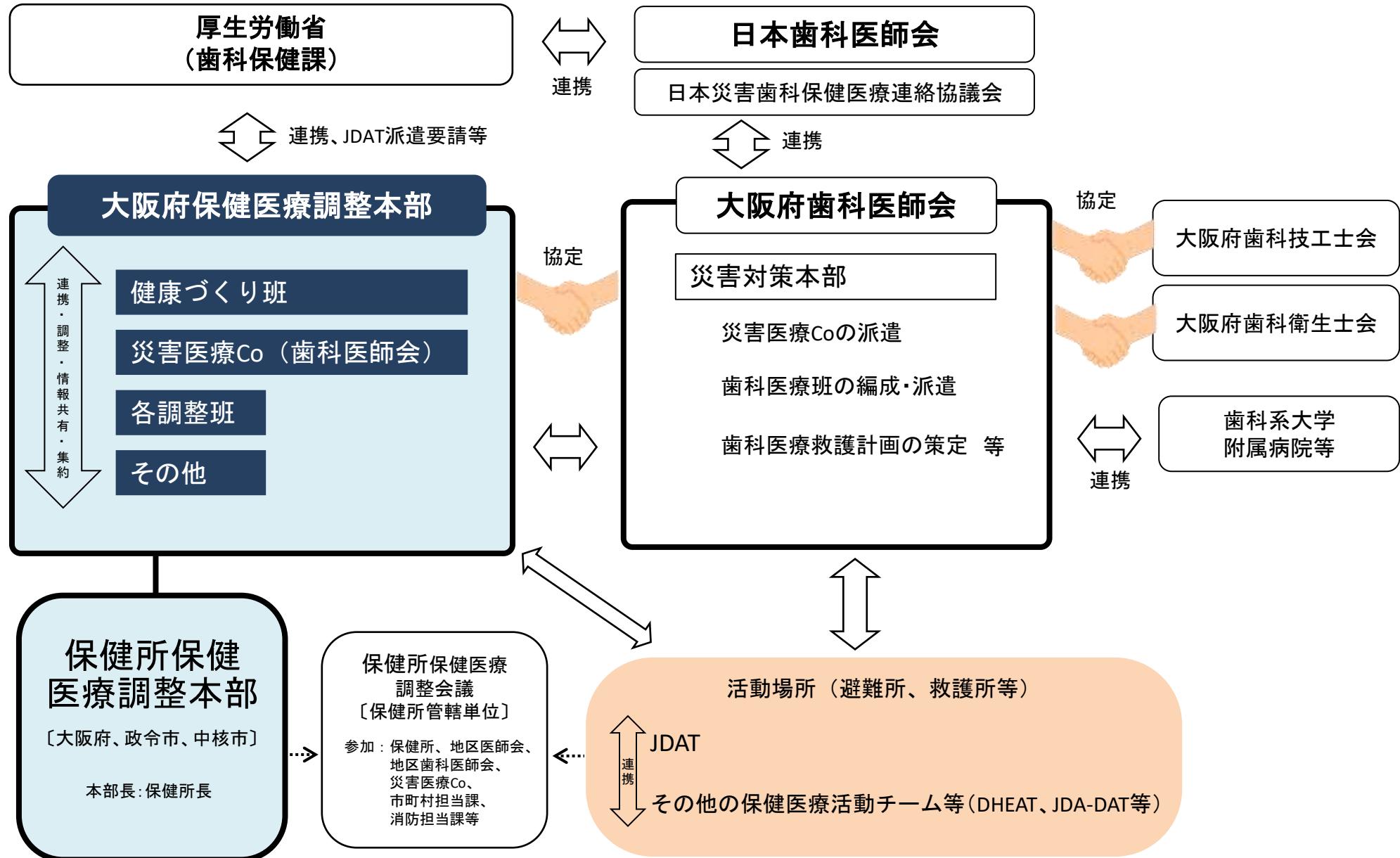
DMAT、JMAT、日赤救護班、AMAT、**JDAT**、薬剤師チーム、看護師（災害支援ナース）チーム、  
保健師等チーム、管理栄養士チーム、JDA-DAT、DPAT、JRAT、DICT、DHEAT 等

活動場所（避難所、救護所、被災現場、市町村、医療機関等）

# 大阪府保健医療調整本部 組織図 (発災後 1週間～)



# 歯科保健医療活動にかかる連携体制



# 各フェーズの歯科保健医療活動

	発災後24時間まで	72時間まで	72時間～概ね1週間	概ね1週間～1か月	復旧・復興対策期
	初動体制の確立	緊急対応期	応急対応期	応急対応期	
災害等応急対策実施要領の災害フェーズ	フェーズ1・2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5・6	
DHEAT活動ハンドブックに準じたフェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	
状況	ライフライン寸断	ライフライン寸断	避難所対策が中心	ライフライン概ね復旧	仮設住宅
想定される歯科ニーズ	口腔顎顔面外傷への対応、広域搬送	JDAT派遣要請の準備・調整 避難者の口腔衛生状態の悪化 福祉避難所の設置	避難所等のアセスメントの実施 救護所・巡回歯科診療	避難所等における歯科保健活動の継続 地域歯科医療への移行・引き継ぎ	中長期的な支援
大阪府 (保健医療調整本部)	保健医療調整本部等の設置 歯科医療機関の被災情報等の収集依頼	保健医療調整本部内に健康づくり班の設置 災害医療Co(歯科医師会)の派遣依頼 JDAT派遣要請検討	JDATの調整 配置計画の検討	JDATの配置計画の見直し JDAT派遣終了時期の検討	
保健所保健医療調整本部	管内の医療機関等の被災状況、医療ニーズに関する情報収集 被災市町村の保健医療活動の把握	管内避難所情報の収集分析 保健医療調整本部への支援要請及び各種調整	管内避難所情報の収集分析 保健医療調整本部への支援要請及び各種調整	情報収集・分析 各種調整 管内市町村における仮設住宅移行への活動計画策定と実施状況の確認、経過に応じた被災者支援の見直し	保健医療活動の終了時期の検討 地域復興に向けた市町村支援
JDAT歯科医療班	災害対策本部の設置 被災状況等の把握	災害医療Co派遣に向け調整 JDAT派遣に向けた準備 被災状況等の把握	避難所、救護所等での活動 歯科ニーズの集約 被災状況等の把握	避難所等での活動 歯科ニーズの集約 地域歯科医療への引継ぎ	

# 主にご意見をいただきたい事項

- 骨子について
- 歯科保健医療活動にかかる連携体制について
- 各フェーズの歯科保健医療活動について
- その他、検討すべき事項について